

SGEC 分別・表示事業体審査報告書

株式会社 池芳工務店

平成 1 9 年 9 月

(社)全国林業改良普及協会

目 次

I . 株式会社 池芳工務店の概要

II . 審査経過・確認資料一覧

III . 株式会社 池芳工務店の審査における判定事由書

I 株式会社 池芳工務店の概要

1. 申請者名称・所在地 株式会社 池芳工務店 代表取締役 池田和好
広島市安佐北区口田三丁目33番14号
2. 認定事業体 株式会社 池芳工務店
3. 事業内容・業種 建築工事全般／在来軸組木造住宅

4. 沿革・概要

株式会社池芳工務店(以下:同社)は、広島市および近郊で在来軸組工法の注文住宅建築に取り組んでいる工務店である。

1978年に建設業としてスタートし、1998年より木造注文住宅受注を中心に業態転換、自然素材・国産無垢材にこだわった健康住宅・外断熱・外遮熱工法などの技術や考え方を提案し、「建主に悔いのない家を建ててもらいたい」との信念で、宿泊体験型モデルハウス「はじまりの家」の設置など、地域に密着した工務店としてユニークな取り組みを行っている。

年間10棟前後の木造住宅を受注しており、金額にして昨年の総工事実績の7割を木造新築住宅が占めるまでになっている。

今回のSGEC事業体認定への取組は、広島県太田川流域を中心にSGEC森林認証材住宅の普及を目指して活動する「太田川流域SGECネットワーク」に加入し、地域の工務店として、SGEC認証材流通の一翼を担おうとするものである。

【沿革】

- | | |
|-----------|---|
| 昭和 53年 8月 | 有限会社 池芳工務店 設立(安佐北区落合南1丁目) |
| 58年 12月 | 株式会社 池芳工務店 に組織変更 |
| 平成 元年 6月 | 本社ビル落成 現住所に移る |
| 10年 7月 | カスタムハウジンググループ に参加
木造注文住宅受注を中心に業態変換を企図
(財)日本木材・住宅技術センター認定 GUTT工法導入 |
| 13年 6月 | ソーラーサーキット(SCの家)導入 |
| 14年 6月 | SE構法 導入(木造新工法 導入) |
| 15年 3月 | ARCHITECTS STUDIO JAPAN 広島スタジオ 設立 |
| 17年 8月 | 宿泊体験型モデルハウス「はじまりの家」完成
レンガ積、外遮熱仕様導入 |
| 18年 10月 | 「無添加住宅」代理店登録 |

【木材・木製品の年間取扱実績】（平成 18 年 8 月～平成 19 年 7 月）

- 建築実績　：木造住宅新築 13 棟
- 製材使用量：　約 300 m³

【従業員数】

13 名

【社内の建築資格所有者】

1 級建築士：3 名、 2 級建築士：4 名、 宅地建物取引主任者：2 名、
インテリアコーディネーター：2 名、福祉住環境コーディネーター：2 名

5. 分別・表示管理体制の確立

同社は工務店であり、既存の木材の流れは、製材品等の資材は、同社の設計図面に基づいて、取引先の製材工場等に発注され、プレカット工場で加工された後、現場に搬入されて組み立てられるという工程である。

同社は、「認証林産物の分別・表示管理方針書」及び「認証林産物の生産・加工・管理計画書」を定め、SGEC 森林認証された森林から生産された認証林産物と非認証の他の林産物が発注、受入、保管、加工、建設工事の各段階で混在しないよう、各段階に管理責任者を定めて、管理体制を確立するとともに、認証林産物の普及・PR に努めることとしている。

（主な確認資料）

- ・（株）池芳工務店の沿革・概要書
- ・（株）池芳工務店事業体組織図
- ・認証林産物の分別・表示管理方針書
- ・認証林産物の生産・加工・管理計画書
- ・認証林産物の分別・表示管理体制図
- ・同社 HP: <http://www.ikehouse.jp/>
- ・パンフレット等

Ⅱ. 審査経過・確認資料一覧・写真

1. 株式会社 池芳工務店の審査経過

株式会社池芳工務店の審査は、(社)全国林業改良普及協会認証審査センターの児島裕、野田昭一、水野邦彦の3名が下記のとおり行った。

【審査申込】

平成19年8月5日／審査申込

(内 容)

1. 全林協の審査手順についての説明
2. 審査申込書の受付
3. 分別・表示確認資料の説明

【認定審査】

9月6日／書類確認及び現地確認

(場 所)

株式会社池芳工務店および同社モデル住宅「はじまりの家」

(審査員)

(社)全国林業改良普及協会認証審査センター 児島 裕
同 専門審査員 水野 邦彦

(出席者)

株式会社池芳工務店	代表取締役社長	池田和好
	取締役統括部長	後藤和彦
	営業企画	池田芳史
太田川流域 SGEC ネットワーク代表		安田 孝

(内 容)

1. 提出された書類及び資料の説明を受け、修正事項等の確認を行った。
2. 池芳工務店本社において事業の概要、現行の木材の発注、プレカット委託から建築現場における木材の流れ・管理の仕組み等について、更に事業体認定を取得した後の分別・表示の考え方や管理方針、認証林産物の生産・出荷管理計画、分別・表示管理体制等について説明を受け、併せて関連資料の審査を行った。
3. 同社モデル住宅において、建築現場における工程管理、使用部材の分別状況・使用状況を確認した。

9月18日／審査委員会

(場 所)

東京都港区赤坂 1-9-13 三会堂ビル会議室

(委員名)

元東京大学教授・農学博士	山根 明臣
元東京農業大学教授・農学博士	河原 輝彦
木構造振興株式会社専務取締役・農学博士	西村 勝美
(社)日本育種協会理事長	真柴 孝司

(事務局)

(社)全国林業改良普及協会専務理事	渡辺 政一
同 認証審査センター	児島 裕
同 認証審査センター	野田 昭一

(内 容)

1. 現地確認審査の結果を報告するとともに、SGECの定める「認定審査」基準事項に基づき設定した「審査要件」について審査内容を説明した。
2. 提出資料、各作業の現地写真及び各作業の工程管理の仕組み、審査判定表による判定の内容等からいって、申請者は認定に値する事業体であるものと認められた。

Ⅲ. 株式会社池芳工務店の審査における判定事由書

審査委員会により、SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき、10 項目を審査要件として決定した。

これら「審査要件」に基づき、「株式会社池芳工務店審査判定表（分別・表示）」による「審査判定」を行い、審査委員会に諮ったところ、株式会社池芳工務店は、認定に値する事業体であると判定された。

なお、審査委員会により、下記の「向上目標」が付記された。

【向上目標】

1. 認証林産物の分別・表示管理の徹底を図るため、関係職員に対し、分別・表示管理に関する十分な教育・研修を図ること。
2. 認証林産物の取り扱いに関する記録類の保存に努めること。

基準 1 経営の健全性

1-1 / 妥当である
持続的に事業活動を行いうる事業体であること。

株式会社池芳工務店(広島県広島市安佐北区：以下同社)は、1978 年に建設業としてスタートし、1998 年より木造注文住宅受注を中心に業態転換、自然素材・国産無垢材にこだわった健康住宅・外断熱・外遮熱工法などの技術や考え方を提案し、地域に密着した工務店として数々のユニークな取り組みを行っている。

年間 10 棟前後の木造住宅を受注しており、金額にして去年の総工事実績の 7 割を木造新築住宅が占めるまでになっている。

1-2 / 妥当である
経営指標に照らし、財務状態が健全であること。

決算報告等により、財務状況を確認したところ、経営状態は安定していると判断した。

基準 2 認証林産物取扱の業態

2-1 / 妥当である
認証林産物を取り扱う事業体として、事業目的および内容が適合していること。

同社は、広島市および近郊で在来軸組工法の注文住宅建築に取り組んでいる工務店であり、事業目的は適合している。

2-2 / 妥当である

認証森林所有者・管理者または認定事業体と反復継続して取引関係にあること。

先に認定事業体登録した小林株式会社とは、内装材等の仕入れ取引があり、今回の SGEC 事業体認定への取組は、広島県太田川流域を中心に SGEC 森林認証材住宅の普及を目指して活動する「太田川流域 SGEC ネットワーク」に加入し、地域の工務店として、SGEC 認証材流通の一翼を担おうとするものである。

2-3 / 妥当である

認証林産物の普及および利用促進、新たな用途開発について意欲的であること。

1998 年より木造注文住宅受注を中心に業態転換しており、「国産材新築課」を設置し、設計から施工までの一貫体制を取り、流通の簡素化と品質向上に努めてきている。

自然素材・国産無垢材にこだわった健康住宅・外断熱・外遮熱工法などの技術や考え方を提案し、「建主に悔いのない家を建ててもらいたい」との信念で、宿泊体験型モデルハウス「はじまりの家」の設置など、地域に密着した工務店としてユニークな取り組みを行っている。

このような取組は、自社のパンフレットやホームページを通じて広く PR している。

基準 3 分別・表示管理運営の体制

3-1 / 妥当である

認証林産物の分別・表示管理に係る計画を立てていること。

同社は、「認証林産物の分別・表示管理方針書」及び「認証林産物の生産・加工・管理計画書」を定めており、これに基づき認証材の分別・表示管理に取り組むこととしている。

3-2 / 妥当である

認証林産物の分別・表示管理を行う体制が整っていること。

同社は工務店であり、既存の木材の流れは、製材品等の資材は、同社の設計図面に基づいて、取引先の製材工場等に発注され、プレカット工場で加工された後、現場に直接搬入されて組み立てられるという工程であり、基本的に在庫を持つことはない。

同社は、「認証林産物の分別・表示管理方針書」に基づいた「認証林産物の分

別・表示管理体制」を整えており、認証林産物が、発注、受入、保管、加工、建設工事の各段階で混在しないよう、各段階に管理責任者を定めて、管理体制を確立している。

3-3 / 妥当である

分別・表示管理を担当する管理責任者を設置していること。なお、管理責任者に適正な研修を行っていること。

同社は、「認証林産物の分別・表示管理体制」により、全社的に分別・表示管理を担当する「SGEC 認定事業体管理者」及び「作業管理者」、各現場の加工責任者を配置して、研修を行い、その他の従業員および下請け大工に対しても分別・表示管理の趣旨の周知を図ることとしている。

なお、「SGEC 森林認証事業体組織図」を作成している。

3-4 / 妥当である

伝票など帳票類を作成・保存すること。なお、認証林産物と非認証林産物のコード番号は明確に区別すること。

現地確認により、伝票などの帳票類は適正に管理・保管されていることを確認した。

電算処理に当たっては、認証林産物と非認証林産物との番号を明確に区別することとしている。

3-5 / 妥当である

定期的に棚卸記録などにより、保管数量の管理を行うこと。

現地確認により、定期的に棚卸を行っていることを確認した。

なお、伝票などの帳票類を保存し、認証林産物の流通・情報の交換、開示に備えることとしている。